備後圏域ウェブサイト「びんごライフ」バナー広告取扱業務募集要項

2025年（令和7年）9月1日～2026年（令和8年）3月31日分

１　広告掲載の概要

(1)　掲載場所

備後圏域ウェブサイト「びんごライフ」（以下「本サイト」という。）のトップページの最下部

 (2)　トップページアクセス件数

　　　計測期間：2024年（令和6年）4月1日～2025年（令和7年）3月31日

　　　ページ名　トップページ

リンク先　<https://bingolife.jp/>

　　　ビュー数　3,393ビュー／月平均

 ※1　福山市役所からの内部アクセス件数を含む。

※2　毎月この数を保証するものではない。

(3)　広告枠の売り渡し方法

福山市と契約した広告代理店にバナー広告（以下「広告」という。）枠を一括で売り渡すこととする。ただし掲載料は実績の枠数に応じたものとする。

(4)　広告の枠数

横5枠×縦2枠＝10枠／1ページ毎

 (5)　広告の売り渡し期間

2025年（令和7年）9月1日～2026年（令和8年）3月31日

(6) 最低制限価格

1枠分の広告枠掲載料は、月額3,000円（消費税及び地方消費税を除く）を最低価格とする。

(7)　広告の掲載開始日及び終了日

ア　掲載開始日：原則として当該公告を掲載する月の初日に開始

　　イ　掲載終了日：原則として当該公告を掲載する月の末日に終了

　　ウ　掲載開始日又は終了日が福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条

第1項に規定する市の休日の場合、休日の翌日を掲載開始日又は終了日とする

　　エ　協議の上、福山市が認めた場合は、月途中からの掲載開始又は終了を可能とする

(8)　広告の掲載開始及び削除時間

ア　掲載の開始：掲載開始日の午前8時30分～午後零時の間に掲載

　　イ　掲載の終了：掲載終了日の午後1時～午後5時15分の間に掲載終了

(9) 広告の掲載期間

広告の掲載期間は原則として１月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。月途中からの掲載の場合、広告枠掲載料の日割り計算等の割引はしないものとする。また月途中で掲載中止となった場合も広告枠掲載料の日割り計算等の割引はしないものとする。

 (10) 広告の規格等

ア　広告の規格

(ア)　大きさは縦140ピクセル、横440ピクセルとする

(イ)　形式はGIFまたはPNGまたはJPEG形式とする

(ウ)　データ容量は200KB以下（推奨100KB以下）とする

イ　表記、構造の禁止

(ア) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等

(イ) 本サイトのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン

(ウ) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの、または確認・

判別が困難なもの

(エ) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

(オ) アラートマーク

(カ) ラジオボタン

(キ) テキストボックス（入力できるように見えるもの）

(ク) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(ケ) その他本サイトに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

ウ　色調及び解像度について

(ア) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない

(イ) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるように

しなければならない

エ　その他注意事項

(ア) 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

(イ) 本サイトの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

(ウ) 本サイトの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

(11) 広告のリンク先ホームページの構造等の禁止

ア　専ら広告内容以外の情報で構成したページ

イ　広告主以外の者が書き込みできる形式のもの（ブログ、掲示板など）

２　広告の募集及び掲載等

(1)　広告主及び広告の募集

広告主及び広告の募集については、広告代理店が行うものとし、自らが広告の募集者であることを明らかにし、福山市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないよう努めなければならない。

(2)　広告掲載の可否

広告掲載の可否については、福山市広告事業実施要綱、福山市広告掲載基準、備後圏域

ウェブサイト「びんごライフ」バナー広告取扱要領等に基づき、広告代理店が広告主及び

広告原稿の審査を行い決定すること。申込受理及び審査等に際して疑義のあるときは、福

山市の指示を受けて対応すること。

３　広告掲載の決定

広告を掲載したい月の前月20日（20日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、福山市が定める方法によって申し出をすることとし、広告掲載については福山市が決定する。ただし、9月のみは掲載の申し出を随時可能とし、掲載日は福山市が定める日とする。

４　掲載を決定した広告又はリンク先の変更

（1） 福山市からの変更依頼

福山市が変更を依頼した場合、広告代理店は速やかに応じること。

（2） 広告代理店からの変更申し出

広告を変更したい月の前月20日（20日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、福山市が定める方法によって申し出をすること。

（3） 急を要する広告代理店からの変更申し出

上記(2)以外の急を要する広告代理店からの変更申し出は、会社名の変更など、広告又はリンク先の変更がやむを得ない事情として福山市が認めた場合に限る。

５　留意事項

(1)　クリック数の計測等をする場合はHP 管理会社と連携して業務を行うこと。

（2） その他この募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、福山市と協議して対応すること。

（問い合わせ先）

福山市企画政策部

備後圏域連携推進室

TEL：084-928-1295

FAX：084-920-1070

E-mail：bingo@city.fukuyama.hiroshima.jp